

第百六十六回国会 衆議院 安全保障委員会 議 録 第 八 号

平成十九年四月十二日(木曜日)
午前十一時八分開議

出席委員

委員長 木村 太郎君

理事 赤城 徳彦君

理事 寺田 稔君

理事 御法川信英君

理事 笹木 竜三君

理事 赤澤 亮正君

理事 石破 茂君

理事 浮島 敏男君

理事 小里 泰弘君

理事 大塚 拓君

理事 亀井善太郎君

理事 北村 茂男君

理事 長島 忠美君

理事 西本 勝子君

理事 原田 憲治君

理事 藤田 素子君

理事 宮路 和明君

理事 山崎 拓君

理事 神風 英男君

理事 長島 昭久君

理事 赤嶺 政賢君

理事 下地 幹郎君

外務大臣

防衛大臣

外務副大臣

防衛副大臣

防衛大臣政務官

政府参考人

(外務省北米局長)

政府参考人

(防衛省防衛政策局長)

政府参考人

(防衛省防衛政策局長)

政府参考人

(防衛省防衛政策局長)

政府参考人

(防衛省防衛政策局長)

政府参考人
(防衛省運用企画局長)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(防衛施設庁業務部長)

山崎信之郎君

北原 巖男君

渡部 厚君

伊藤 盛夫君

三田村秀人君

委員の異動

四月十一日

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

小宮山泰子君

保坂 展人君

前田 雄吉君

辻元 清美君

赤澤 亮正君

飯島 夕雁君

鈴木 淳司君

長島 忠美君

近江屋信広君

北村 茂男君

西村 康稔君

藤田 幹雄君

小川 友一君

小里 泰弘君

西本 勝子君

石破 茂君

安次富 修君

高木 毅君

稲田 朋美君

小宮山泰子君

保坂 展人君

前田 雄吉君

辻元 清美君

赤澤 亮正君

飯島 夕雁君

鈴木 淳司君

長島 忠美君

近江屋信広君

北村 茂男君

西村 康稔君

藤田 幹雄君

小川 友一君

小里 泰弘君

西本 勝子君

石破 茂君

安次富 修君

高木 毅君

稲田 朋美君

小宮山泰子君

保坂 展人君

山崎信之郎君

北原 巖男君

渡部 厚君

伊藤 盛夫君

三田村秀人君

委員の異動

四月十一日

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

小宮山泰子君

保坂 展人君

前田 雄吉君

辻元 清美君

赤澤 亮正君

飯島 夕雁君

鈴木 淳司君

長島 忠美君

近江屋信広君

北村 茂男君

西村 康稔君

藤田 幹雄君

小川 友一君

小里 泰弘君

西本 勝子君

石破 茂君

安次富 修君

高木 毅君

稲田 朋美君

小宮山泰子君

保坂 展人君

前田 雄吉君

辻元 清美君

赤澤 亮正君

飯島 夕雁君

鈴木 淳司君

長島 忠美君

近江屋信広君

北村 茂男君

西村 康稔君

藤田 幹雄君

小川 友一君

小里 泰弘君

西本 勝子君

石破 茂君

安次富 修君

高木 毅君

稲田 朋美君

小宮山泰子君

保坂 展人君

山崎信之郎君

北原 巖男君

渡部 厚君

伊藤 盛夫君

三田村秀人君

委員の異動

四月十一日

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

山崎信之郎君

北原 巖男君

渡部 厚君

伊藤 盛夫君

三田村秀人君

委員の異動

四月十一日

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾君

北村 誠吾

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

これより午前中の民主党・無所属クラブの質疑時間に入ります。

〔委員長退席、寺田(総)委員長代理着席〕

○木村委員長 これにて午前中の民主党・無所属クラブの質疑時間は終了いたしました。

午後三時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後三時十二分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開に先立ち、民主党・無所属クラブ所属委員に対し、理事をして御出席を要請いたさされましたが、御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

質疑を続行いたします。

これより午後の民主党・無所属クラブの質疑時間に入ります。

〔委員長退席、寺田(総)委員長代理着席〕

〔委員長退席、寺田(総)委員長代理着席〕

〔委員長退席、寺田(総)委員長代理着席〕

〔委員長退席、寺田(総)委員長代理着席〕

○木村委員長 これにて民主党・無所属クラブの質疑時間は終了いたしました。

次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党衆議院議員の赤嶺政賢です。私の質問全体にもそういう拍手をしていただけたら非常にありがたいと思います。

そこで、前回に引き続いて、昨年四月の額賀防衛庁長官とラムズフェルド米国防長官の合意について聞きます。

合意の中には基地内インフラとありますけれども、これは具体的にどういう合意内容ですか。

○大古政府参考人 お答えいたします。

日本の分担するインフラにつきましては、電力、上下水道、廃棄物処理施設ということで考えているところでございます。

○赤嶺委員 ですから、文字には電力、上下水道、廃棄物処理と書いてありますけれども、それが何を指すかということを書いてあるわけですか。

つまり、基地内の配電設備、配水管、これらのことを指すのか、あるいは発電施設、浄水場、下水処理場、こういうことを新たに建設するということか、どちらですか。

○大古政府参考人 このインフラにつきましては、沖縄からグアムに移転する海兵隊の移転に伴いまして需要が増加する分を考えているところでございます。

○赤嶺委員 ですから、需要が増加する分というその中身ですよ、中身。例えば、グアムでは海軍や空軍や陸軍の増強も進んでいるわけですし、それから、私たちがグアムに調査に行ったときは、民間のインフラも整備を求める声が強くなりました。

グアム州議会の決議というものが手に入ったんです。昨年十二月の海兵隊の移転にかかわつての決議なんですけれども、決議では移転に伴う人口増加が既存のインフラに負担をかける点に言及しながらこう言っているんですね。「グアム島最大規模の地上水資源であるフエナ湖とその関連水道管理浄水施設等を大規模海軍水道システムと統合して、島一体の水道システムとして運営できれば、民間と軍関係者双方に有益となるであろう。」

「移転計画のなかに、全島規模の頑丈な発電と電力配電ネットワーク、送電所及び関連施設の改善と制御装置システムを織り込み、軍及び民間地域への電力供給の質と安全を確保しなければならぬ。」

「このように指摘しているわけです。先ほども出ておりましたが、あくまで政府がつくるのは海兵隊八千人とその家族九千人の所要に

限定した施設であつて、よもやほかの軍種とかあるいは民間の所要まで含めた施設はつくることではないと理解していいですね。

○大古政府参考人 先ほど申し上げましたように、沖縄の海兵隊がグアムに移転することに伴ひまして直接上の増加する分についてのインフラに限定したいと考えているところでございます。御質問の趣旨との関係で申しますと、アメリカ独自のグアム増強計画というようなものについて、日本側がそのインフラについて資金を負担するということは考えておりません。

○赤嶺委員 そうすると、戻りますが、先ほどの質問で聞きました基地内インフラというのは、基地内の配電設備や配水管ということなのか、あるいは発電施設や浄水場や下水処理場というもののなか、どちらなんですか。

○大古政府参考人 細部については今後日米間で協議して決まるといふことになるかと思ひますが、基本的には基地内のインフラということでございます。そういうことで考えているところでございます。

○赤嶺委員 はつきりしないんですね。つまり、海兵隊の増加分だけやるんだと言ひながら、例えば、一戸ごとに配電施設を設備していくことなのか、あるいは一戸ごとに配水管を通していくことなのか、あるいはまた浄水場なのか発電施設なのか、そういう中身ははつきりしないといけないんじゃないですか。

○久間国務大臣 今度のこの法律が通りましたら、これから先、事業スキームとか、今先生がおっしゃったようなことも踏まえながらやっていきますが、私どもが考えておりますのは、とにかく海兵隊が八千人、家族が九千人行くことによつて最低必要とされるものについては日本側が負担しよう、そういう考えでありますから、例えばここにこれだけ移っていく、そうしたときに、今までの下水道なら下水道にたなごうとしたらその管が小さ過ぎるといふときに大きくする。その場合は、こちらから移っていくために必要に伴つて出

てきたものについては、これはやはりやらなきゃいけないんじゃないかと。

これは、今度のものについていろいろ言われま

すけれども、例えば沖縄から北海道に移つたといつた場合には、全部それはやるわけですね。そのときに、やはり移つたときに必要な施設が出てきた場合には、その分についてはやる、そのかわり、北海道なら北海道でも、あわせて自分たちも古い管を新しくしよう、それだつたら、そのア

ロケーションをやつて移転に伴う分は幾らかという

ことを計算するわけでありまして、こういう仕組みでやろうという今度の法律を通していただければ、それに基づいて、これから先のそういう事業スキームも含めて、あるいは事業費についても精査しながらアロケーション等もやっていく、その余地はやはり残つていふと思ひます。

○赤嶺委員 まだよくわからないんですけども。

結局、グアムの発電施設もそれから廃棄物処理場も大変老朽化しているんですね。そして、グアムの人口に対して、物すごい比率で人口がふえますから、今持っているグアムのインフラではとてもじゃないけれども間に合わないということをおっしゃっているんですね。ですから、今言つた水道管が小さいのを太くする話なのか、それとも浄水場をつくつたり、発電施設をつくつたり、廃棄物処理場をつくつたりということなのか、それによつて大分変わつてくると思ひます。

そして、グアムの州知事もおっしゃっていたんですけれども、やはり民間も使えるようなものにしてほしいということだつたわけですね。海兵隊以外の軍や民間のために施設をつくるということになり得るのか、つくつた施設がそういうことになるのか。いかがですか。

○久間国務大臣 これからのそういう支出につきましては、この法律が通つた後でも、事業計画が決まりまして、それから、真水の部分は特に財政出動でございますから、財政出動を出すときに予算を国会で審議していただくわけでありまして

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

ら、そういうときまでにアメリカ側といろいろと協議しながら、そういうようなことについては詰めていく形になろうかと思ひます。

ただ、基本的に言えますことは、八千人、家族を含めて九千人、その移転に伴う分、その分についてだけ日本は負担する、そういうことを決めているわけであります。

○赤嶺委員 グアムに最新式の近代的なインフラ設備があれば、一万七千人の海兵隊が来ましたが、それは配水管を太くするだけで間に合うとかいろいろな問題があると思うんですが、老朽化しているわけですから、これだけの人口増に耐えられるインフラがないわけですから。今、何度聞いてもその点をはっきりおっしゃらないんですけれども、去年の四月の額賀防衛庁長官の合意当時、額賀長官はこうおっしゃっていたんですね、その金額については積み上げ方式で考えていったと。つまり、必要なものは何かと云って積み上げ方式で考えていったと。

ところが、前も質問しましたが、司令部庁舎、生活関連施設、一体何をどこまでつくる合意なのか、あるいは合意した負担額がいかなる根拠によるものなのか、政府の説明は全くないわけですね。積み上げと言いつつ、何を積み上げたのと言われど、実態がないわけですよ。それは計画をつくってからとなると、これはもう本当に審議できる状態ではないと思ひますよ。

そういう点では、委員長、やはり去年四月の合意に、何をどのように積み上げたのか、具体的な内容とその積算根拠、これを本委員会に示すように求めたいんですが、いかがですか、委員長に。

○木村委員長 答弁できますか。

では、久間防衛大臣。

○久間防衛大臣 先ほどから何度も言っておりますように、積み上げ方式といひしても、これを具体的に事業費を精査して積み上げていくわけでございますので、考え方として、こういうものについて出します、そしてアメリカからの概算で、それについては最大限これぐらいだということ

で、我々としては、その上限を一応覚悟はしている。しかしながら、これから先、調査をしながら精査して、事業計画も積み上げていくわけでありますから、数字についてはそれで決まってくる。

そのときに、さっき言いましたように、もし新しいものをつくるならば、そのうち、我々のこの沖縄から移っていく分がどれだけのことを、アロケーションをやつて、分担を決めるわけであります。そしてそれが決まったら、それに基づいて我々は予算要求をするわけでありますから、そのときに国会で審議していただいて、よろしいと言つていただくか、高過ぎるからだめだと言つていただくのか、そういうことになるわけでありますから、私は、今度の法律とそれは全然関係ない、そういうふうに通つていただいて、数字等はこれからそれよりも下回つていくんだ、この数字ありきじゃないわけで、これは上限として、これぐらいまでは一応最大限やつたらなるかもしれませんよというふうな、そういうものとして認識していただければいいんじゃないかと思ひます。

今度の法律は、そういう枠組みづくりのための法律だ、数字を示すための法律ではないということとをぜひ御理解していただきたいと思ひます。

○赤嶺委員 数字は積み上げてきた数字だということ額賀長官は四月には説明していたわけですよ。ところが、今皆さんは、基地内インフラとは何かと聞いたら、電力、上下水道、廃棄物処理とか言わないわけですね。電力もどういう規模のどんな電力なのか、上下水道にしても何なのか、廃棄物処理場にしても何なのか、現に、現地に行くと、いや民間も一緒にしてほしいとか、海軍や空軍も一緒にしてほしいとか、その方が安上がりだとか、いろいろ話が出るわけですよ。

ですから、八千人の分と言つけれども、本当にその区分がはっきりするような基地内インフラの建設になつていくか、なつていくのであれば、その積み上げたものを出してくれ、見せてくれとい

うことです。これはいつまでたつても本当にいいまいだなどという感じがいたします。

それで、質問がかわりますけれども、今回の負担は、アメリカの国内で米軍が使用する軍事施設の建設への財政負担だと思ひますが、これはそのとおりですね。

○久間防衛大臣 今度の場合は、アメリカ国内における支出ではございますけれども、先ほど言いましたように、沖縄の海兵隊が移転していくことに伴つて発生する分、その分について日本の政府として負担するということであります。

○赤嶺委員 目的を聞いていたのはなくて、つくられる施設の中身を聞いていたわけですよ。

アメリカの領土であるグアムで米軍が使用する司令部庁舎、教場、隊舎や家族住宅、これを建設するわけですから、これは米国内の米軍の軍事施設の建設への財政負担ではないか、このように聞いているわけですよ。

○久間防衛大臣 そういう意味では、そのとおりであります。

○赤嶺委員 そうしますと、憲法の第九条、これは国際紛争を解決する手段としての武力の行使、武力による威嚇を禁じているわけですよ。なぜ外国軍隊の軍事施設の建設への財政負担が現行憲法上可能なんですか。

○久間防衛大臣 現在沖縄にあります米軍の基地をよそに移転してもらいたいということ、それを国内に移転する場合でも、もちろんそれは日本国政府が負担しますが、国内ではなくてグアムに移転していく場合でも、これはこちらの方から、その分については移転してもらいたいということ、移転していくわけですから、応分の負担はしますということ、財政負担をするわけでありまして、こちらからの基地の返還、縮小に伴つて生じる補償みたいなものだと思います。

○赤嶺委員 そこにつくられるのは、いわば軍事施設ですね。アメリカ国内にアメリカの軍事施設をつくつてあげる、それが憲法上は、例えば、今

まで、武器輸出三原則とか九条、あるいは九条の精神に基づいて、軍備の拡張のためにあるいは軍備の強化のために日本がお金を出す、そういうようなことを極めて抑制的にしてきた。ところが、今度はグアムに新たな強大な海兵隊の基地をつくる、こういうのは、憲法の九条もそうですが、その憲法の精神に照らしても、これは認められないんじゃないですか。

○久間防衛大臣 つくるものが、例えば砲台でありますとか武力行使の一体化になるような、そういう概念、そういうものであるならば、そこは非常に厳密に考えなきゃならぬんですが、隊舎とか司令部庁舎とかそういう建物の場合、私は、現在あります建物の移転に伴うもの、そういうふうには理解して、しかも、うちがつくるんじゃない、それをつくるための経費をうちが負担する、そういうことでございまして、憲法九条には抵触しないと思つております。

○赤嶺委員 隊舎とか教場とか、まさに軍事行動と不可分の、一体の施設ですよ。やはり私は、そういうことは武力行使と一体化しないからといって外国にその国の軍事施設をつくつてあげるというの、おおよそ憲法の立場からしても許されないことだと思ひます。

それでは、ちよつと別の角度から聞きますけれども、政府の資料によりますと、負担の理由として、グアムに移転する海兵隊の任務には依然として我が国の防衛が入つていて、このように説明しているわけですね。それがよくわからないんですよ。グアムに移転する米軍部隊というのは、日米安保条約の目的達成のために駐留することになるんですよ。

○久間防衛大臣 今度アメリカにつくります施設というのは、今沖縄にあります分を向こうに移す、その分について我々は、我々の申し出によつて向こうに移すわけでありまして、それを負担するということでありまして、軍の目的が、ほかの目的があるかないかということよりも、現在の代替施設を向こうにつくる、そういうような考え

方で割り切っているわけでありませう。

○赤嶺委員 沖縄にある海兵隊が安保条約の目的達成のための軍隊であるかどうか、厳密に言えば、我々は、そんなことはない、別の行動をしているということを目の当たりにしてきているわけですが、少なくとも政府としてはそう説明すると思うんですね、安保条約の目的達成のためにというふうに。

ですから、グアムに移った海兵隊も、防衛省が出したパンフレットに書いてあるんです、海兵隊の任務には依然として我が国の防衛が入っているというわけですから、これは日米安保条約の目的達成のために駐留することになるんですね。

○久間国務大臣 それだけかどうかはわかりませんが、日米安保条約に基づく目的達成のための働きをするのは事実でございます。そして、それ以外の分野がどういふ形で付与されるかどうか、これはまたこれから先のアメリカが考えることでございます。

我々として分担するのはそのうちの、グアムへ海兵隊が移ったこと、それに見合う分だけうちが負担すること、残りは米軍が出す。だから、米軍の真水の分が幾ら、我が政府の分が幾らという形で応分の負担をするという形になったんだと思いますので、もし丸々全部日本側だったら日本の政府が全部を出さなきゃならないかもしれないけれども、それに合わせて米軍は米軍なりにいろいろのことを考えているんだらうと思っております。

○赤嶺委員 グアムに移った海兵隊の任務が我が国の防衛の任務を持っているかのような、そういうふうなお話をなさったりするわけですが、私も、私は、アメリカの国内の米軍がどういふ軍事行動をとるかというのは、アメリカの政府の判断に属する問題だと思いますが、この点、どうですか。

○久間国務大臣 しかし、我が国で万一武力攻撃

事態が発生した場合には、この司令部機能等も指揮するわけでありませう、そういう点では向こうの司令部がそういう機能を持っているのは事実、だらうと思ひます。

○赤嶺委員 日本政府の希望はそういうことがあっても、縛りをつけることはできないわけですね、米国内に駐留している軍隊は日米安保条約の目的達成のために駐留している、すべての軍隊がそうなんです、それともグアムだけは日米安保条約の目的達成のためにいるということなんですか。

○久間国務大臣 それは、それだけとは言えないと思います。米国内にある軍隊の場合はほかの目的のために動くこともあろうかと思いますが、少なくとも、今沖縄にいます部隊が移った分については、これはそういう日米の安全保障条約に基づいて今まで駐留しておったその分を向こうに移すわけでありませう、その分の移転については我が国が応分の負担をする、それ以外の分については米軍が負担する、そういう形で観念的に分けられるんじゃないでしょうか。

○赤嶺委員 まさに、観念論だと思ひますけれども。私は、結局、アメリカの領土にある米軍というのは、やはりアメリカの政府の方針で動く軍隊だらうと。別に、日本政府が何か希望を持っていたら、そこで縛りになるわけじゃない。結局、アメリカ政府というのは、イラク戦争に見られるような先制攻撃戦争も繰り返していき、そういう軍隊に結果としてお金を払っていくことになるわけですよ。だから、戦争の分担金を出すようなものであつて、それは憲法違反ではないかということも指摘しているんですね。

○久間国務大臣 先ほどから何度も言っておりますように、海兵隊が沖縄に一万八千人おる。そして、これは集中している、沖縄の負担が大変だ、そのうち幾らかでも減るようにしてもらいたいという沖縄の皆さん方の気持ちもある、我々と

してもそれをかなえてやりたい。

そのときに、米軍の再編の一環として、グアムに司令部機能を中心として海兵隊が八千人移っていく、そうすると、その八千人の家族が移っていく、それに見合う費用についてはこちらとしては応分の負担をするから、ひとつその残りの分については米軍で出してくださいますということ、昨年の合意ができて、これが決まったわけでございますから、私は、一つの考え方の整理としてはそれでよかつたんじゃないかと思ひます。

○赤嶺委員 結果として、グアムに強大な、新たな米軍基地建設に日本の国民の税金を支出して、アメリカの戦争政策を応援する、そんなことが憲法九条の立場から許されるか、絶対に許されないということをお願いしたいと思います。

それで、今回の法案は出資、融資の仕組みを具体化しただけで、真水については何も規定されていないわけですね。

具体的に聞きますが、真水とは具体的にどのよう負担するの、アメリカの会計に日本の税金を直接投入することなのか、それとも日本側の発注で施設を建設してアメリカに譲渡するというようなのか、どちらですか。

○久間国務大臣 これは、まさにこれから事業スキームをどうするか、アメリカと日本とで話し合いながら、事業主体をつくってそこに出す形になるのか、これから先の決め方だと思いますけれども、真水という以上は財政支出でございますから、財政支出をするまでには事業スキームをきちんとして決め、また金額等についても精査して、きちんと提案したい、そういうふうな思ひます。

○赤嶺委員 軍事施設のための建設資金ですよ、真水は。日本の会計からアメリカの会計に直接投入するということなどは、日米双方の会計原則からいって、そんなことも可能なんですか。

○大古政府参考人 今大臣が説明しましたように、真水についての具体的なスキームは、これから日米間で協議して決めることになりました。その

際、その方法によりましては、日本の制度との関係についても十分検討したい、こういうことにならうかと思ひます。

○赤嶺委員 そこのまだ何も決まっていな。本当にあいまいなんですね。

それで、今回のスキームの問題についても聞いていきたいんですが、政府は、家族住宅と基地内インフラについては国際協力銀行を通じて出資、融資で対応することになるから、米軍が支払う家賃や使用料により将来回収されると説明してあります。政府が日本の出資、融資は回収できるという根拠は何ですか。

○久間国務大臣 これもこれから先、国際協力銀行の融資を使った、あるいはまた一般の民間の資金を使ったというふうないろいろなケースが考えられますけれども、少なくとも事業を実施するまでは、その仕組みといひますか、回収についての仕組みもきちんと決めたいと思ひます。

今回の法律は、何回も言つて恐縮ですが、これも、国際協力銀行のそういう制度を使うという、そこについての御了解を得たいというのがこの法律でございます、そのところが、この法律が通らないというふうなことを検討できないわけでありませう、今度の法律を通していただければ、それを受けた形で、そういうスキームづくりも含めて、回収を確実なものにするためにどうしたらいいの、それを決めていきたいと思ひます。

○赤嶺委員 そうすると、回収が確実にできるスキームというのはまだできていないということですか。

○久間国務大臣 いやそれは、回収を可能にするスキームというのは頭の中ではなくて実際にできておる、そういうふうなことも考えなきゃならいませう、あるいは直接、JBIICが表に出るわけですから、JBIIC自体がむしろこういうふうにしたいという希望もあるかもしれないから、今度のJBIICを使うということが決まります

ば、そういうようないろいろな考え方を整理して、一番かたい方法、リスクの少ない方法、そういうのを決めたいと思っております。

○赤嶺委員 いや、よくわかりませんが、回収できるという説明をしてもらいたんじやないですか、出資、融資は。ですから、今大臣の頭の中にあるのもこちらに出していただいて、最小限、国会に対して説明できるものは説明すべきだと思っておりますが、回収できる根拠についてですね。

○久間国務大臣 それはアメリカ政府の方も、出した融資については確実に返ってくるような、そういう方途を政府としても考えようと思っておりますから、これから先、まさにそういうやり方だと思えます。

要は、各住宅に入っている人たちのお金を一たんアメリカ政府を通した形で個々に支払うような形にするのか、事業主体が、どこかをつくることによつて、その事業主体がそれを全部まとめて日本のJBIICに対して返すようにするのか、そういういろいろある、あとはテクニクの問題だと思えますので、その辺については、日米両国の政府がこれから先、そういうスキームづくりについて議論をしていきたいと思います。

○赤嶺委員 しかし、基本は三千五百人分の家賃で賄うわけですね。

○久間国務大臣 そのとおりでございます。

○赤嶺委員 外務省に聞きますけれども、グアムの米軍基地は、ベトナム戦争の出撃拠点として使われていたところは、出撃拠点としてあったわけですが、九〇年代にはかなりの部隊と人員が削減されて、最近再び増強されていると聞いています。グアムの米軍の部隊、人員規模がどのように推移してきたのか説明してください。

○麻生国務大臣 近年の在グアムの米軍の規模、人員の推移につきましては日本政府としてつまびらかに全部知っていることでは承知していませんが、第一お答えする立場にもありませんけれども、グアムに配備されております航空部隊、

潜水部隊の増強等々を近年進めておるといことくらいしかわかっておりません。

○赤嶺委員 外務大臣が答弁に立ち上がったので詳しく説明していただけたかと思つたんですが、それで、私も調べてきたんですよ。ミリタリーパランスで人員規模の推移を見てみたわけですが、空軍は一九八九年には四千二百人、それがその後千五百八十人、直近で千六百七十二人、海軍は四千人が直近は千二百人で、かなり変動するんですね、軍隊として。こういう軍隊の変動、人員規模の変動というのは今後もあり得ると思いますが、その点どうですか。

○麻生国務大臣 当然あり得ると存じます。

○赤嶺委員 そうすると、三千五百人分の住宅をつくつたけれども、兵員は変動があると。これは回収の前提も怪しくなるんじゃないですか、防衛大臣。

○久間国務大臣 それは、このスキームといいますが、グアムへの移転をしようとするときに、アメリカと日本の間で、三千五百人の海兵隊の移転に伴うその分については回収が確実にできるようにします、そういう中で話が進められておりますから、これから先、先ほど言いましたように、事業主体をどういうふうにするのか、民間にするのか公法人にするのかわかりませんが、そういうふうな中では回収は確実に返るようになっています。五百人の分については回収はできると、アメリカを信じて今取り組んでおるところであります。

○赤嶺委員 外務大臣はグアムの軍隊は動くよ、これまでと同じような変動もあり得るよとおっしゃり、防衛大臣は三千五百人分の米軍の家賃を払ってくれると信じていると。

ところが、政府の出した説明書の中に、こういうところがあるんですね。在沖米海兵隊のグアム移転について、「米軍人はSPEと契約し、SPEが提供する住宅に入居」とした上で括弧書きで、米軍人の任意で、その住宅に住むかは強制できない、こうあるわけですよ。これは具体的にどうい

うことですか。

○大古政府参考人 基本的に、海外に赴任する米軍人につきましては、家族を伴って赴任する場合については家族住宅を供給するというのが米政府の考えでございます。ただ、当該軍人の考え方によりまして、必ずしも米軍が手配した家族住宅に住むのではなくて、基地外の民間の住宅を借り上げて住むような場合もあるということでは聞いております。

○赤嶺委員 そうすると、三千五百戸つくつても空き家になる可能性があるわけですね。長期になつて空き家になる可能性がある、あるいはその住宅に住まないで別の住宅を求めることになるわけですが、そうなつた場合には家賃が回収できなくなりますから、海兵隊以外の軍種、そういう軍人と契約することもあり得るわけですか。

○木村委員長 大古防衛政策局長、時間になりましたので、簡潔に願います。

○大古政府参考人 基地外の民間住宅に住むという者の比率が必ずしも高いとは考えておりませんが、そういうことも含めて精査した上で、必要戸数については日本の財政支援をしていきたい、こういうふうにご検討いただければと思います。

○赤嶺委員 終わりますけれども、沖縄の米軍基地にも思いやり予算でつくつた米人の住宅がありますが、もうほとんど基地の外に住んでいる米兵さんが多いんですよ。だから空き家になるんですよ。今度は三千五百戸つくつて、しかし、アメリカの戦略いかんでは急激に少なくなつたりしていくこともあり得る、あるいはその住宅に住まない兵隊も出てくる、そうすると、皆さんが回収できるという前提が総崩れじゃないか。この法案はそういう点でも極めて欠陥、説明不足の多い法案だということを指摘して、私の質問を終わります。

○木村委員長 次に、保坂展人君。

○保坂展人 次、保坂展人君。

昨日、外務委員会の方で麻生大臣が、オスプレー配備問題について、これは、完成品になつ

た、つまり欠陥を克服して完成品になつた段階で置きかえていく可能性は、我々としては十分考えておく必要がある、こう述べられました。

○久間国務大臣 というよりも、いまだ完成品になつていない、米国においてすらこれが配備されていない、そういうような現在の段階である。だから、これについて、まだそういう、国内でも配備されていないものについて我々が議論すること自体がいかげんなものか。そういうような、実戦配備が国内で行われていないということを前提として、私たちはいろいろなことを考えております。

○保坂展人 委員 では、麻生大臣に伺いますが、昨日は、二〇〇〇年代に入つてから事故を聞いておりませんが、当然ながら軍事技術は進歩をする、完成品ができるのであれば、それに置きかえていくという努力を向こうがするのは当然だと思つていらっしゃるんですが、これは間違いないですか。

○麻生国務大臣 軍事技術というのは進歩いたしますので、それは、欠陥品であれば、乗る人の方が、だつて危なくてしょうがないから乗らないんじゃないんですか。したがって、それが今実用試験段階ぐらいのところなんだと思つてもいいけれども、知りませんが、技術のことを全部詳しいわけではありません。しかし、基本的には、落ちる確率が極めて高いものを実戦配備するなどということとは常識的には考えられませんか、したがって、今防衛大臣のお話のように、アメリカでも配備をされていないという段階では、まだ完成品としては認められていないと、乗る側の方が言っておるわけですから。

しかし、それが完成品になつた場合の段階においては、今あるものから置きかえられていく可能性というのは常にあるんじゃないでしょうか。

○保坂展人 委員 ちよつと、答弁のニュアンスが大分違ふように思うんですが、岩屋副大臣に、オスプレーの事故は二〇〇〇年

代に入つて、外務大臣は聞いていないとおっしゃっているんですが、事故というのは、人が死ぬ、死亡事故は事故ですが、それだけが事故ではないと思うんですが、どのように把握していいですか。最近も事故はあるんじゃないですか。あるかないか。

○岩屋副大臣 きこのうの委員会でもお答えしたんですが、それは先生も御承知だと思いますが、九二年、二〇〇〇年四月、二〇〇〇年十二月という事故のことについてはきのこの委員会でも御報告させていたんですが、それ以外の事故について承知しているわけではございません。

○保坂(展)委員 この三月のCRSレポート、これはアメリカの議会のレポートのようですが、こちらを見ると、二〇〇六年三月には、テークオフ中に翼とエンジンが故障して約百万ドルの損害だった、また六月には、最初の海外派遣を、エンジンコンプレッサーの故障で目的地に到達し得なかった、ことしになって二月、コンビューター制御系のシステムのチップに飛行コントローल不能のふぐあいが生じている、よって、海兵隊はすべてのオスブレイの飛行中止をしている、こういうふうなことが書いてあるんですが、これは把握していいんですか。

○岩屋副大臣 先ほど申し上げたのは、構成部品の異常等によって事故が起きた、二〇〇〇年十二月に墜落死亡事故も起きているということを御報告させていただいたわけですが、今先生がおっしゃった点については把握しておりません。

○保坂(展)委員 これは、アメリカの議会の調査で明らかになっているもので、把握をしないなどということはいけません。把握をしますね。

防衛大臣にお聞きしますが、ちよつと事実の確認なんです。古い話ですけども、九七年、名護市民投票の前だと思ひます、名護市体育館で、海上へり基地とは何ぞやということで防衛庁が説明をした。その際に、アメリカ海兵隊が二〇〇一年からオスブレイに更新をしていくことは承知しているけれども、ただ、普天間に配備されているC

H46やCH53が代替更新される決定はされてないんだ、海上基地はオスブレイの配備を前提にしているものではない。これは、こういう見解を出されたというのは間違いないですか。

○久間國務大臣 それは、そういう見解を出しております。

○保坂(展)委員 次に、昨年の四月十八日に、この安保委員会が我が党の辻元委員が額賀大臣に対して、オスブレイの配備についてはアメリカと一回も協議していないんですかということに対して、協議しておりませんと額賀大臣は答えているんですね。日本に対する配備が計画されているということをお聞きしております。そして、当時の防衛局長は、今御指摘のオスブレイの問題につきましては、SACOの時点でも、アメリカ側としてオスブレイを配備する計画はないということを確認している、こう答弁しているんですが、これも間違いないでしょうか。

○久間國務大臣 約十年前というか九年前、そのときも、そういうような具体的な話は何ら私自身も聞いておりませんでしたし、その後も、そういう配備についての相談があつてはいるわけではありせん。

○保坂(展)委員 ところが、昨日の外務委員会でもあつたようですが、沖縄の新聞には、こちらのように、オスブレイの配備明記ということで大きく報道をされていますね。

この内容なんですけれども、これは、最終報告の少し前、九六年十月二十三日の日米の作業部会の記録の概要で、ワシントンで開かれていた。そのときに、オスブレイの沖縄の配備について、日本政府がアメリカに対して、沖縄との協議についてどうしたらいいかという助言を求めている。三つの選択肢を示している。一番目は、オスブレイに言及しない。二番目は、具体的に言及する。三番目は、現在運用中の軍事機用にあらず建設をし、アメリカ側がオスブレイ導入を公表したら滑走路延長を求める。この三つの選択肢を示したが、アメリカ側は具体的に答えなかった。

これは、外務大臣あるいは外務副大臣、答えられますか。こういう報道がありますが、いかがですか。大臣に答えていた、なければ。

○麻生國務大臣 御指摘の米側の文書とされるものといましては、政府としては全くコメントする立場にはないんですが、オスブレイの沖縄への配備につきましては、従来のように、米側の方から一貫して、現時点で具体的なものは決まっていなくて説明を受けておりますので、SACOの最終報告も、オスブレイの沖縄への配備を前提としたものではないと理解しております。

○保坂(展)委員 外務大臣、実は、メモランダム・フォー・ザ・レコードという、九六年の十月二十三日にPLUという米軍機関が作成した文書があるんですね。この三ページ目のところに、今私が日本側の選択肢として示した部分を書いてあるんですね。

つまり、アメリカ側の文書で、日本側がアメリカ側にどうしたらいいかと打診してきたということが書いてあるという事実があるんですが、それはいかがですか。

○麻生國務大臣 今ほど御答弁申し上げましたとおり、御指摘の米側の文書の内容についてちよつとこちら側としてコメントする立場にはございせんので、先ほど答弁を申し上げたとおりの答えであります。

○保坂(展)委員 このオスブレイ問題は私も、これは沖縄北方委員会ですけれども聞いたことがありますが、外交ルートを通してそのたびに外務省はアメリカ側に照会して、現在のところそういう具体的な計画は何ら有していないという答弁で、ずっと、これはほとんど野党全部の議員から聞かれてはいるんですね。

大臣、これは変な話ですが、日本側が打診したかどうかというのは日本側の記録に本来あるんでしようけれども、アメリカ側に照会して確認したかどうか。そういう文書がアメリカ側にはあるのかどうか。

○岩屋副大臣 昨年の八月に、オスブレイの沖縄

への配備に関する当時の報道がございました。これは、八月二十九日、沖縄委員会において質疑がなされたところでございまして、その報道もございました。

そこで、外務省から在京米国大使館に對しまして……(保坂(展)委員「今言っているものについて照会してください」と呼ぶ)今言っている文書ですか。それは大臣がおっしゃったとおり、政府としてコメントする立場にないということでございまして。

○保坂(展)委員 では、これは防衛大臣の方に伺います。

国会答弁は大変重要だと思います。その国会答弁で十年にわたつて政府は、歴代内閣は、こういつたオスブレイの配備については何ら具体的な計画を有していないと米側から聞いていたと与野党の議員全員に答弁してきたんですね。これは、日米の間でSACOの最終報告合意前の協議において、オスブレイの配備問題は議論されなかったのか、協議されなかったのか。そこに文書は全くないのか。少なくとも日本側からアメリカ側に対してそういう協議をしたという記録はないのか。事実はどうだったのか。しつかり答えていただきたい。

○久間國務大臣 私はその日時の直後に就任しておりますけれども、SACOの問題について、特に普天間の移転については随分タッチしてきましたけれども、私の時代に、その直後から、私は十一月だったと思いますけれども、全然そのオスブレイについては議論すらしておりません。全く、オスブレイの可能性があるかのような話は一回も、その二年間にわたつて、私の在任期間中に聞いたことはございません。だから、余りうちの方としては関心はなかったんだと思ひますよ、そんな話については。

というのは、その後十年たつても実用化していないわけですから。実戦配備されていないわけですから。そんな危なっかしいそういうものについて、その当時議論するような状況にはなかったん

じゃないでしょうか、推定ですけれども。私自身は知りません。

○保坂(展)委員 きこの外務大臣あるいは防衛省の政府参考人が答弁をしていますけれども、アメリカが現に普天間に配備しているC H 46や53の後継機というのはオスプレー以外にないわけですよ。そこを確認したい。

そして、ない以上は、いずれそれは、麻生大臣の答弁とも重なるんですが、これが改善されれば結局配備されるのはオスプレーじゃないか、これは間違いではないですか。

○久間国務大臣 それ以外にないと言い切れるかどうか。要するに、技術はずっと革新していきましますし、そして、それがもし非常に安全な機種であればまたそのときに議論が出てくると思いますけれども、今のところ、まだそこまで全然、みんなが認識するに至っていないわけでありまして、先生みたいにそれを、次は後継機はこれなんだと決めて議論する必要があるのかどうか。私はそこまで考えておりません。

○保坂(展)委員 では大臣、事務方とちよつと確認していただきたいんですが、きのうの外務委員会、赤嶺委員に対して、オスプレー以外のものを開発しているとは承知していないと防衛政策局長は答弁しているんです。これは間違いではないでしょうか。ちよつと確認してください。

○久間国務大臣 それはまた別の話でありまして、アメリカがどんなものを考えているかは別ですけれども、少なくとも、普天間の代替施設でありますキャンプ・シユワブに、今度移しますということについてオスプレーがこれから先配備されるという前提での議論は全然していないということでありま。

○保坂(展)委員 ところが、このアメリカ側の文書を見ると、オスプレーの配備について、非常に説明するのが難しい、これは日本側から、こう言っておるわけですね。S A C Oの最終合意にこのオスプレーの配備を入れるということが直前まであって、それはやはり割と。こういうやりと

りがあるわけですよ、現実には。

大臣は当時その直後に長官に就任されたということで、また十年後に今その大臣の席にいらっしゃるわけですから、これはしつかり、本当にないのか、当時の防衛庁内あるいは日米のS A C Oの協議の中でオスプレーの配備について米側と協議した形跡がないのかどうか。確認。今断言できるなら断言してくださいよ、絶対にないならないと。

○久間国務大臣 少なくとも、議論するときにはそれが安全かどうかというのを確認した上で議論するわけですから、十年前に、まだ不確かなものについて、そんなことをしているはずがないと思っております。

○保坂(展)委員 当時、日本側が沖縄県民に対して、この質疑も特に沖縄県民は非常に不安定で事故を起こしている、たくさん乗員も死亡している、そして最近に至っても私が紹介したような状況であるわけですから、これは大事なことで、すね。ですから、文書で、例えば米側に対して照会をかけたか、あるいは県民に対してどう説明するか。こういうやりとりは本当にないんですか。

○久間国務大臣 それははないというふうに思っておりますし、何回も言いますように、安全性が確認されないものをわざわざ話題にすること自体が、開発されて安全だということが確認された段階で議論するならまだしも、そこが、まだ実戦配備もされていない、そういうものについてそれを議論するような、また問い合わせをするような、そういう段階でもないんじゃないかと思ひます。

○保坂(展)委員 私の質問についても、八月二十九日、沖縄北方委員会でしたけれども、これは防衛庁、外務省ともに、米側に照会をかけたけれども何ら具体的な計画は有していないという答弁をされているわけですね。

外務副大臣に伺います。
この米側への照会については、日本のどちらから米側のどちらに照会をかけて、具体的に何ら有

していないというんですが、具体的に何ら有していません、大まかには有しているのかなと思つてしまふんですね。その辺はしつかり確認できまつか。どういうルートでこれは照会をかけたんですか。

○岩屋副大臣 さつきお答えしようと思つておつたんですけれども、済みません、私の勘違いだったと思います。

今のお尋ねについてですけれども、昨年八月、外務省の私どもの当局から在京米国大使館に対してオスプレーの沖縄への配備に関する米側の見解を照会させていただいておりますが、そのときに米側から、オスプレーの沖縄への配備については現時点では具体的に何ら決まっていらないという回答を受けております。

○保坂(展)委員 麻生大臣にも伺います。

久間大臣にも伺いましたけれども、十年にわたつてこのオスプレーの議論をしているんですね。我々は、いろいろな文書から、オスプレー配備について日米の間で協議したのは間違いはないだろう、こう考えていますが、現時点でも麻生大臣は、そういった協議は全くないんだ、文書も何もない、米側に照会するつもりもない、こういうお考えですか。

○麻生国務大臣 先ほど久間大臣の方から答弁があつておりましたけれども、少なくともS A C Oの最終報告にしましてはオスプレーの沖縄への配備を前提としたものではない、交渉された当時の防衛庁長官がそう言っておられますので、私どもとしてはそのように理解をしておりますし、過去十年間にわたつてその種の話が出ておりますが、それ以後の十年間で、米軍で実戦配備がされたという例を知りません。

沖縄は危険を感じる、それは当然のことだと思いますが、乗られる軍人さんの方も危険を感じますので、危険を感じるようなものを実戦配備することは常識的には考えられぬと思ひますので、もしそういったことになるのであれば、それは、完成品になつた段階で初めて話し合いになるかも

しれませんけれども、技術の進歩と関係はいたします、少なくとも、今の段階でないということとは、ないということですね。

○保坂(展)委員 久間大臣、東村というところにヘリパッドが予定されていますね。この二ユースが伝わるや否や、沖縄では、やはりキャンプ・シユワブにオスプレーが配備されて、これは頻繁な演習などに、垂直離着、こういう訓練に使われるんじゃないかと、非常に不安の声が上がっているんですね。

そういうことはあるのか。ずっとないとおつしやっているんですが、これは後から出てきたら大変ですよ。もし出てきた場合、責任をきちつととれますか。この十年間、ずっとないと言つてきているんです、日本政府は。出てきた場合、どうしますか。

○久間国務大臣 十年間あると言つて、なかった、十年間のうち全然そういう動きがあつてないわけですね。だから、あるぞあるぞと言う方もみんなに対して不安をかき立てたことになるんじゃないでしょうか。

だから、十年間、何もそういうのはありませんとあの当時から言っているわけですから、ましてや東村のヘリパッドについても、そういうようなことは全く今話題にもしてありません。

○保坂(展)委員 では、防衛大臣にも伺います。が、こちらの文書があるというふうには示したけれども、これは日米でやつた作業部会ですか、当然、現在の防衛省内にも記録は残っているはずなんです。残っているはずだと思ひます。それを、自分は知らないけれども、本当にないのか、きょうこういう質問が出たので本当にないのかというのをきつと聞いていただけたらいい。

○久間国務大臣 当時だれだれが参加しておつたのか、それはまた調べてみようと思ひますけれども、その文書そのものが、どういうところから出た文書なのか、公文書なのかどうか、その辺についても私どもの方はわからないんですよ。また、私文書といひますか、そういう私的な文書につい

て、それについて正式な調査をするとかしないとか、これ自体がまだどうかと思いますので、その辺、非常に関心があられますから、その当時ただれがアメリカに行つておつたのか、まずその辺から調べてみようと思います。

○保坂展委員 私が言っているのは、アメリカ側の文書はコメントできる立場ではないと外務大臣もおっしゃっていますけれども、防衛省内に、当時の防衛庁内にそういう協議や議論をした記録はあるんじゃないですか、いや、ないとおっしゃっているけれども、本当はないのかと言聞いたらいかがですかと聞いているんですよ。

○久間国務大臣 もう約十年前ですから、今防衛省内にはほとんどないと思いますから、だから、だれが言ったのか、そういうことも含めて、先生の方でもし日本からだれとだれが来ていてこういうことを言つたんだと書いてあれば、そこをまた参考させていただいて書けるけれども、そういう意味で、その文書というのは本当に公文書として残っているんでしょうかということを開きたかつたわけでありまして。

○保坂展委員 こちらは信頼できるルートできちつと示されたものというふうにとめていきます。これは論議の中でしつかり明かしていきたいと思ひます。

最後に、防衛大臣の方に、今、厳しい財政事情の中から思いやり予算をかなりたつぷり払っている。そして、グアム移転ということで、沖縄からの負担が軽減されるんだと。しかし、今、オスプレーの話をずつとしていますけれども、これは結局、後継機で、安定するか完成したかどうかと日本側が別にテストするわけじゃないでしょう。アメリカが決めれば来ってしまう。そういうものに対して、普天間が返つたぞという当時の橋本総理のあの言葉は私も非常に鮮烈に印象に残っています。しかし、現実には、この米軍再編で沖縄に負担軽減だといつても、基地の負担はかえつてふえちゃうんじゃないかという不安、そして現実があるんじゃないですか。そういうことはないと言ひ

切れますか。
○久間国務大臣 今の普天間のあの状況から見て、今よりも悪くなるなんというところは絶対ない、それは言い切れると思ひます。

○保坂展委員 では、オスプレーが配備されたとしても、それは今の状況よりよくなる、こういうことですか。

○久間国務大臣 配備されたとしてもおっしゃいますけれども、配備するためには、安全かどうかを確認されて、米軍ですら今配備していないものを沖縄に持つてきて配備するという、そういう前提に立つて議論すること自体がいかかと思ひますので、みんなに対して余り不安をあおるような、そういう言い方はやめていただきたいなという思ひを持っております。

○保坂展委員 不安をあおるという言い方をされましたけれども、それなら、はつきりアメリカに、完成しないものを持ち込むなということをきちつと日本側として示すべきじゃないですか。

最後に一言だけ聞きますよ。アメリカのグアム島への移転に伴つて、大きな経済負担があるわけですね。これをめぐつてずつと議論していますけれども、これは、米軍が世界じゅうあちこちに出ていく、そういう拠点であつて、日本国憲法に明確に違反する内容を伴っているんじゃないですか。

○木村委員長 久間防衛大臣、時間になりましたので、簡潔に願ひます。

○久間国務大臣 それは先ほど赤嶺先生にお答えしましたように、沖縄からの海兵隊の移転に伴つて、それを我が国としても必分の負担をするというところでございますから、これは憲法に反するものではないと思ひます。

○保坂展委員 では、時間になりましたので、議論をしつかり続行したいという意思を示して、終わります。

○木村委員長 次に、赤城徳彦君。

○赤城委員 自由民主党の赤城徳彦です。きょうは、大変お忙しい中、麻生大臣におひ

でをいただきました、ありがとうございます。最初に、外務大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

これまでいろいろ議論してまいりまして、どうしても日本側からの見方、特に負担の軽減と抑止力の維持というふうな観点でとらえがちなんですけれども、米軍の再編というのは世界的な大きなテーマであります。特に、東西冷戦以降の国際情勢の変化、テロとか大量破壊兵器の拡散とか地域紛争、民族紛争、そうした大きな変化に伴つて世界的に米軍が再編されるという、その中で日本が位置づけられている。

こういうふうな考えますと、日本から見た場合には、負担が軽減、しかし抑止力は維持してほしい、こういうことですけれども、この日本の国内における米軍の再編が、アメリカから見たときに、この地域情勢の変化にどういうふうに対応しているのか、また、アメリカの安全保障政策上どういう意味が、メリットがあるのか、その点について外務大臣の考えを伺いたいと思ひます。

○麻生国務大臣 赤城先生御存じのように、このアジア太平洋地域におきましては、これは朝鮮半島の情勢等々を申すまでもなく、いわゆる国際テロとか大量破壊兵器とか、昨今の安全保障を取り巻く状況、弾道ミサイルを含めまして、いろいろな新たな脅威という不確実性が増しているというところはもう否めない事実として、我々もそういうような認識をしておかねばならぬと思つております。

したがつて、アメリカとしてはこのような新しい安全保障環境に最も適切に対処し得るよう、いかに安全な環境に、いわゆる軍事技術の進歩ということになるかと、BMDなんかみんなそういうことですから、そういった機動性の高い態勢をとるようというところを実現するというのが目的として態勢というのは見直してあるというの、我々としても理解をしているところであります。その中であつて、今、在日米軍の再編というものはどう関係するかというお話ですけれども、米

軍の軍事態勢の見直しの一環であることは間違いないところだと思ひます。同時に、私どもとしては、日本は太平洋の西というアジアの東に地理的に属しておりますので、そういうところの地域にありながら、我々の方の、いなくなつても今の抑止力はちゃんと維持してもらつてほしいことを維持してもらひながらというの、我々の方の希望ですが、それは、基地の負担を軽減するというのももちろんですけれども、同時に、この地域の抑止力を維持するというのは、アメリカにとりましてもすごく大きなことでありますので、そういう意味では両者の意見が一致しつあるところと

ろだと理解しておりますので、これは日本にとつてのメリットと同時に、アメリカにとりましても、そういう技術力の進歩によりましてより機動性の高いものができるようになりつつあるということだと私どもは理解をいたしております。

〔委員長退席、寺田(総)委員長代理着席〕

○赤城委員 日本の基地負担を軽減しても、技術が進歩して、例えばグアムに移転しても機動的に展開できるから抑止力は変わらないというものなのか、こういうふうな基地再編したことによつてより積極的に情勢変化に対応できるようになったという部分があるのかと、そんなことも少し議論したいと思つたんですけれども、残念ながら時間が十五分ですので、ここからは防衛大臣に伺ひたいと思ひます。

先般、参考人においでいたいて、いろいろお話を伺ひました。その中で、再編交付金の交付の仕方、進捗状況に応じて交付していくというその手法が、あめとむちではないかと、馬の鼻つ面にニンジンをつら下げていよう的なものだと、麻薬とむちだといふふうな言い方をされた参考人もありましたけれども、ちよつとこのやり方が、余り評判がよろしくないということですか。

しかし、考えてみますと、ではほかに何があるのかといへば、やはり負担をしていただく、それに、何らかの負担の軽減といひますが、こたえていかなきゃいけない。そのために税金を使うとな

れば、何も受け入れないのに、あるいは再編が進まないのにお金だけ出すというふうなことはできないでしょうし、やはりその負担の度合いに応じて、あるいはその進捗に応じて税金を出していく。大変大事なお金ですから、そういうふうなやり方をしていくということが、政策目的の達成と連携をしていくということが大事だ。そのことは、大臣も何度も言われているように、電源の立地でも同じようにやりますから、そういうことをきちつと説明していくということをさらにお願ひしたいと思います。

その上で、ではその交付金の交付とか公共事業の特例とか、確かに自治体にとって、今は財政難ですから、大変これはありがたいことだと思ふんですけれども、負担を感じる住民にとって、その住民の負担感にこたえるような事業になっているのかということと、住民の気持ちと、いろいろな事業とか交付金との間に距離があつてはいけない、こう思ふんです。

では、その住民の負担感とは何なんだ。例えば、騒音であれば、この騒音を軽減してほしいというのはよくわかりますし、米軍が動くことによつて何か渋滞が起こる、だから道路を整備しなきゃいけないとか、そういう関係はよくわかるんですけれども、例えば、犯罪がふえるのではないかと、事故が起こるのではないかとということになつてくると、ではどういふうにそれに対応していいのかというのは、ちよつとまた、これもいろいろ考えなければならぬところだと思ひます。いづれにしても、より住民の思いに近いお金の使い方を、事業のあり方をやつていくということが大事だと思ひます。

その意味で、今回、ソフト事業が入れられました。これは、ハード、箱物だけでなく、いろいろなことに対応できるという意味では大変意義があることだと思ひます。ところが、このソフト事業をとらえて、これはまさにあめではなくて麻薬だ、こう参考人が言われたので、いや、そうじゃないだろうと。いろいろなニーズに対応できると

いう意味があつて、大変画期的でよいことだと思ふんですけれども、このソフト事業の意味について、大臣、どういふお考えを伺いたいと思ひます。

○久間國務大臣 結局、最終的にはその地方自治体、市町村が、まあ負担はふえるけれども国の全体の再配置のためにやむを得ないだろうというふうなことで、そのかわりに、村民のため、町民のため、市民のために、うちとしてもこういう事業をやりたいと思つて、地方の財政じゃなかなか厳しい点もあるから、これについて国としてやつてもらえぬかというふうな、村おこしのためのイベントとかいろいろな場合に、今までみたいな箱物とか道路とか公共事業とか、それだけではないものもこれから出てくるんじゃないだろうか。

だから、そういう出てきたものを対象に認めていったらいいんじゃないかということで、我々としても、今言つたようなことも踏まえて、ソフト事業としてどんなものが出てくるだろうか、そういう期待も持つていくわけでありまして、そういう幅がある、そういう理解をしていただけたらいいんじゃないかと思つております。

○赤城委員 このソフト事業、参考人が、麻薬だ、麻薬とむちだ、こう言われたんですね。それは、ソフト事業だと、箱物とかハードと違つて後に残らない、しかも十年で終わる、だからその効果が切れたら麻薬が切れるようなものだというこで言われた、そういう側面もあるんだと思ふんです。私は、特別措置法で十年ですけれども、それが後々につながつていくようなことでなければいけないと思つております。

特に、再編の中で負担の大きい自治体がございます。また、沖縄とか岩国の周辺、そうしたことについて、この時限立法の期限以降、二〇一七年以降も、必要に応じて地元負担の軽減とか地域振興の観点から財政支援をしていくべきではないか、こんなふうにも思ふわけですが、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○久間國務大臣 これは立法の問題でございます

から、最終的には国会がその時点でどう考えるか、そういう判断だろうと思ひますけれども、私どもとしては、最低やはり十年ぐらいのタイムを置いて、そこで軌道に乗つてもらう、それによつて、それがずっと持続できれば、それで一つの区切りになるんじゃないかと思ひます。

今言われましたような特殊な地域については、果たしてそれだけでいいのかどうかは、それは、そこでまた判断が下される時期が来るのかも知れません。しかし、今の時点で、そこまでいって、無期限にということではなくて、一定のやはり期限を切るべきじゃないかと。そうしますと、ほかの事業と同じように一応十年、そういう区切りをつくつてこの法律をつくつたつていいんじゃないか、そういう判断から、十年という期限を切つた形でやつたわけでありまして。

○赤城委員 今の問題は、我々もしつかり心にとめて考えていくべきことかと思つております。

それでは、先ほど来議論になっていました海兵隊のことですけれども、グアムに移転する、家族も含めて一万七千名、これは負担の大きな軽減になると思ふんですけれども、一方で、戦闘要員は残るのではないかと、全体として定員と実員ということもありまして、具体的にどれだけ負担の軽減になるのかわかりにくいというふうな指摘もあります。その点についても、さらに説明が必要かなと思つております。

そこで、グアムに移転と関連して、今は、なぜ日本がこれに経費を支出するのかということについて、る説明がありました。日本からお願ひしたことで、これはアメリカ力だけでやる期間がかかつてしまふ、一日も早く負担の軽減を実現したい、そのためにこういう支出が必要だ、こういうことでもあります。

もし沖縄の海兵隊が全部グアムに移転しますと、負担は大きく軽減されました、グアムの海兵隊が安保条約に基づいていざというときは日本を守つてくれます、これは大変ありがたいことなんですけれども、安保の本質に変化が出てくるん

じゃないかなと。要するに、アメリカ力が守つてくれます、それに対して基地を提供しますとやつていたのが、基地は提供しません、それはアメリカ本土やほかの国に行きました、しかし日本を守つてくれます、そのかわりにお金を内包しているのかと思つたんですけれども、大臣のお考えを伺います。

○久間國務大臣 そういふわけじゃないで、仮定の話として、沖縄の海兵隊が沖縄の基地負担を軽減するために北海道に移るとなつたら、これは全額出して、だれも言わないわけですね。今度の場合はグアムだから、そこにちよつとどうかというふうな思いがあるうかと思ひます。

しかしながら、グアムに移るけれども、そこで抑止力については維持するということは、裏を返せば、日本の自衛隊と、米軍の海兵隊も含めて、米軍との共同作戦とか、そういうような分野でこれから先、非常に緊密な連携をとつていく、そういう前提が一方であるわけですね。

そうしますと、八千人移つて、一万人の定数で、実員数はいろいろあるかもしれませんが、一万人の定数を残しておつても、そういうふうなことで十分機能するし、そして司令部機能をグアムに置いておくことによつて、そしてまた、今までのもので足りないときには、そこがさらに応援部隊を本土からでも呼び寄せるとか、非常に機動的にできるというふうなことを考えますと、私は、そんなに難しい話じゃなくて、これから先の二十一世紀をにらんだ、そういう対応の仕方としては非常にいい方法じゃないかと。

そのときに我々としても、沖縄から少なくとも負担が軽減される形になるなら、それはそれで非常にいいことだし、応分の負担はしますよ、そのかわりアメリカ自身も負担してくださいよ、そういう形で、ラムズフェルドさんと額賀さんとの間であいつ協定が結ばれた、そういうふうな理解しておるわけでありまして。

○赤城委員 もう持ち時間がほとんどありませんので終わりにしますけれども、この問題、特にアメリカと日本との連携をより密にして、抑止力、また安全保障体制がいささかも揺るがないようにしていくということ、大変大事だと思ひますし、また国民に対してもしっかりと説明をしていくということも、ぜひ引き続きお願いをしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○寺田(稔)委員長代理 次に、赤松正雄君。

○赤松(正)委員 公明党の赤松正雄でございます。

今、赤城委員からも冒頭お話がございましたが、一昨日の四人の参考人の皆さんのお話、私もしっかりと聞かせていただいて、非常に有意義な参考人質疑だったと思っております。

その中で、お三方はこの法案の大事さというが大賛成であるという立場、お一方はちよつと疑念を呈されるという反対の立場でございましたが、その反対の方の最後の言葉が非常に印象に残っています。日米同盟とは一言で言ったら何か、こう聞かれて、日米共同覇権主義の象徴、シンボルだ、こういう言い方をされて、私は非常に、ちよつと大変な、一面しか見ておられないなという感じがいたしました。

私は、この日米同盟、いろいろな側面がありますけれども、やはり日米が国際平和協力、そういう言い方、参考人の方の言葉をそのまま使わせていただくと日米国際平和協力のシンボル、こんなふうな言い方の方がむしろ大事なかなと。

先般、麻生外務大臣に当委員会、自由と繁栄の弧という話を聞かせていただいたわけですが、けれども、やはり今も大臣からるる、赤城委員の御質問に対する最後のくんだり、非常に意味深いことをおっしゃったと思うわけです。これからの二十一世紀の劈頭として前半、こういう世界の中にあつて、日本とアメリカがしっかりと、太平洋からユーラシア大陸全体をにらんだ上でのさまざまなことを展開していかなくちゃいけない。

一面から見れば、確かに軍事的側面の抑止力という側面はありますけれども、もう一方から見れば、やはり沖縄を平和のキーストーンにしていかなくちやいけない、また、グアムも同時にそういう側面を持たせていかなくちやいけない、そんなふうなスタンスでありますので、その基本に立ちまして、短い時間ですので少しばかりお話をしたいと思ひます。

まず、先般予算委員会、久間大臣にいろいろ質問させていただいた。私としては、大臣のお考えは先ほどの赤城委員に対する答弁でもわかるんですけれども、こちらがどちらかといえば沖縄の基地負担の軽減というのに対する過剰な期待、私がそう思っているわけじゃないんですが、一部にそういう方がいる。さつき大臣は不安をおおるなということをや野党委員の方におっしゃっていらしたけれども、私も決して不安をおおったわけじゃないんです、あのとき、不安をおおったわけじゃなくて、過剰な期待を持つちやいけないと。やはりこれは、抑止力という部分で、沖縄もグアムも両方が一体になって、その存在が非常に大事なんだというスタンスに立った上で、私が少しきつちりと説明していただきたいと思うのは、先ほどもお話がありましたが、沖縄の米海兵隊の定員の問題なんです。

これは、従来から一万八千と。それで八千人が移動する、そして一万が残る。いろいろな波があるんですが、大体常時一万二千ぐらいという感じですね。もうちよつと少ないときもある、多いときもある。

そういう流れで、私に言わせれば、理屈からいえば、一万ぎりぎりまで米海兵隊が沖縄に来るということも定員いっぱいだからいいという話になるので、それは一万二千から見れば二千少ないという話なんだけれども、従来の定員一万八千から見れば八千少ないということになるんですが、ちよつと過剰な期待を持った向きからすると、それについて余り変わらないよねという議論をこの間させていただいたわけですね。

あわせて、人間の数でいえばそういう話だし、基地の数からいけば、七五％というのは、古くから我々公明党は基地総点検なんてやまして、どんどん米軍基地をなくして、かつては日米安保の段階的解消なんということをずっと昔の先輩は言ったわけですね。よくぞ言ったと思うんですけども。

そういうところを経て今日、基地の数がどうなるのかといったら、沖縄における米軍基地が今回のことでも六九％から七〇％ぐらい、しかし、密集地はかなり負担が減る、こんなふうな議論をさせていただいて、大臣は、赤松は少し角度が違うんじゃないかと思つておられたような節があるわけですが、そのときの御答弁でこうおっしゃっております。要するに、「一万八千のときに住宅その他をきちんとそれに備えてやっているのが、これは大臣の答弁ですよ、」やっているのが、一万ということになりますと住宅の数はやはり減るわけでありまして、こうおっしゃっております。

そうすると、これは、一万八千のときの住宅の数、今度八千減る、具体的に、今あるうちの壊すんですか。要するに、そういう角度のことを言つてくだされ。

○久間国務大臣 まさにそういうことであります。今、一万八千を前提としてやっておりますけれども、嘉手納以南の土地がかなり返つてまいります。その中にはもちろん住宅もありまして。そういう形の中で、向こうに移るのがどういうふうな抜けていくのか、それによつて、まとまつて行くのならそこだけ廃止すればいいわけですが、けれども、歯抜けと言つたらいいかもしれませんけれども、ばらばらばららとなつたときに、そのままいいのかどうかとなりますと、やはりそこは集約しなければならぬだろう。かなりの面積が返つてきますから、まさにそういうことで米軍と今協議をしているわけでありまして、五力所ぐらゐまで話が大体煮詰まつてきているんですけども、まだ

一番大きいところのものがどうなるかが、そういうことの返還の計画あるいは移転の計画が詰まつておりませんので、それでどれぐらいが減るといふことの数字は言えないわけですが、そういう点では、集約することになりますと、かなりの面積と同時に住宅戸数も減ってくるということになるかと思ひます。

○赤松(正)委員 これはやはり住宅の数にこだわつてほしいと思ひます。

私は、先般予算委員会と言つたのは、要するにこれは、繰返しになりますが、劇的に減るといふのは余り期待できないんですが、そういうことを発したつもりなんです、その辺のことについては、今、住宅の部分でしっかりと押さえていただかないと、米に対してしっかりとその辺のことを言い、かつチェックしていかないと、私が言つたような懸念どおりになってしまう可能性が高い、このように指摘をしておきたいと思ひます。

それからもう一点、先般私、与党のグアム調査団で行つてまいりました。前外務大臣の町村大臣、そして前防衛庁長官の大野功統さん、二人を中心に行つてきたんですが、そのときに、アメリカのメンバーというか太平洋の米軍の幹部の皆さんといろいろ懇談をしたときに、パワーポイントを見せていろいろ話があつた。そのときに、日本の自衛隊のグアム常駐というくだりがあつたんですね。これは説明がなかったんです。

先般、議事録を見ますと、中谷委員の方からその辺、大臣とのやりとりがあつて、私もそれを拝見させていただきまして、その辺の中谷防衛大臣の考え方もわかりますし、また大臣のお答えも、今直ちに常駐なんということは難しいというか、そういうことは考えていないというふうなお話でございました。

明らかにアメリカがそういうことを期待しているというか、日本の方にも中谷さんのような方とか、あるいは、先般、石破前長官と民主党の長島委員、あと森本さんとの間の鼎談、なかなかおも

じろく読ませていただいたんですが、その中にも、グアムにおいて、日本の自衛隊がそこに行つて共同訓練したり、常駐的なこと、正確な言葉は忘れましてけれども、そういうふうなことがあつてしまふべきだという、元氣いっぱい三人がおつちやつてゐるのを読んで、非常に感慨深いものを感じたわけです。

私は、それについてはやはり大臣自身のお考えと共通するところがあつて、今直ちにそういうことは考えない立場なんです、それとは違つて、では、中谷委員もおつちやつていましたし、また、私どもの同僚の遠藤委員もこの間の参考人質疑で提起していました。つまりグアムに、そういう自衛隊の共同訓練の場としてのグアム、これはこの際によつておきておきまして、先ほど私が冒頭で言いました、平和のシンボルという側面をグアムに持たせるという観点から、かねて私は、いわゆるアジアにおける災害、例えばこの間パキスタンで大変な地震がありました、あのとき資材を持つていくのに大変に苦勞をされたんですね、日本から行く場合、遠いから。

それで、アジアのしかるべきところに資材センターというふうなものを置いたらどうだという提起を、大野功統元大臣に提起しまして、非常にいい、前向きな御答弁をいただいたんですが、大臣をやめられましたし、そういうことを引き継いでおられるかどうかもわからないんですが、私は、いざという場合の災害に必要なさまざまな資材というものが、日本の方から自衛隊員の皆さんがいらつしやる時に一々物を持つていかなくても、適宜使えるものをアジアのどこかの場所に置いておくというのは非常にいい考えじゃないかというふうに思つてゐるわけです。

シンガポールあたりにお願いしてつくるのかなという気もしてはいたんですが、そういう具体的な地名どうこうよりも、例えばグアムに、繰り返すようですが、同僚委員もそういう提起をしておられますし、先般の参考人の方もなかなかいい考えだという提起もありましたし、そういう部分をグ

アムに持たせるべく働きかけをするというお考えでありやなしやを大臣にお聞きしたいと思ひます。

〔寺田総委員代理退席、委員長着席〕
○久間國務大臣 少なくとも今の時点で、自衛隊がそういう資材的な倉庫といふか置き場といふか、そういうのを国外に置くというふうなことはちよつと考えにくい状況でありまして、というのは、置いた以上は責任が伴いますから、それを管理するやり方をどうするか。

そして、PKOは今、防衛省ではなくて内閣府で一応やつてゐるわけですね。そうすると、そういうような、日本の国内の組織法との関係でもどうなのかということも整理せぬといけませんので、今おつちやつたぐらいの内容ならば、何もグアムに置いておかなくても、国内のどこかに置いておけばいいんじゃないかという議論も出てまいりますから、国際平和協力業務が本来任務になったからといつて、そういうようなことを今ここで海外に求めて設置するということになりまして、非常に何かみんなに間違つたメッセージを送ることにもなりかねないので、私は、むしろこれは慎重にやつた方がいいんじゃないかなと個人的には思つております。

○赤松正委員 大臣、なかなかいろいろな意味で慎重な方だなどということを変更して思ひましたけれども、前段の部分と今の部分と、つまり共同訓練の機会とか、あるいは自衛隊のグアム常駐というふうな話に至るまでのテーマと、今のテーマと、引き続き御検討願ひたい、こんなふうに思ひます。

最後に、先般の参考人質疑で、うちの同僚の遠藤委員と、それから軍事評論家の江畑さんとの間でやりとりがあつた。ちよつと印象に残つたんですが、どなたかもこの場で議論がありました。つまり、沖縄からグアムに米海兵隊の司令部を持つてゐる、沖縄にはあと戦闘部隊の部分が残つてゐるというの、逆にした方がいいんじゃないかというふうなお話があつて、江畑さんも、そのとおりだ、その部分の国の説明はよくわからない、

こういうふうな御発言がありました、私は非常によくわかるというか、今の政府の説明で十分だと思ふ立場なんです。

つまり、それは、冒頭にも言ひましたけれども、グアムと沖縄と両方込めて、この太平洋全体、そしてユーラシア大陸全体をにらんだ抑止力という観点でいふならば、どつちが主で従ということ、つまり全体の私の立論と関係してくるんですが、沖縄から劇的に米海兵隊を少なくするとかという発想は余り、もともとないというふうには思つてゐますから、その辺は臨機応変にやつていくということ、グアムと沖縄、両方とらえていく。こういう観点でいけば、今どうしてこうだといふ、両方の位置が逆じゃないかとかという発想は私にはない、こんなふうには思つてゐるんですが、どうでしょうか。

○久間國務大臣 これは非常に答え方が難しいわけですが、というのは、やはり実際のことを考えますと、司令部機能というのは、これから先の二十一世紀のいろいろな不特定な多機能の脅威に対応するためには、幅広い分野をカバーできるような能力を持つていなければなりません。一方、我が国に置いてゐる司令部だつたら我が国のことしか考えられないということがございますから、少なくとも、司令部としてはもう少し幅広い視野を持つておかなきゃならない。ところが、日本における海兵隊の戦闘部隊といふか、それはやはり我が国の平和と安全のために活躍する部隊ですから、これはここに置いておいてもらひたい。

そういうことを考えますと、今言われる、逆じゃなくて、司令部を向こうに置いておくことの方が私は合理性があるんじゃないかなというふうに思ふわけでありまして、そういう意味では、今回のような決め方の方が結果として、これはもちろん試行錯誤でありますから、アメリカ軍の戦略ですけれども、理にかなつてゐるんじゃないかなと私自身は思つております。

○赤松正委員 私もそう思つてゐるわけでござ

いまして、意を強くいたしました。では、以上で質問を終わります。

○木村委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後六時四十六分休憩

午後七時十五分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○御法川委員 動議を提出いたします。
本案の質疑は終局し、直ちに採決に入ることを望みます。(発言する者あり)

○木村委員長 ただいまの御法川信英君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○木村委員長 起立多数。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。

○木村委員長 これより採決に入ります。
本案に対しての賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者あり)お下がりでください。お下がりでください。お下がりでください。
(賛成者起立)

○木村委員長 起立多数。よつて、本案は可決されました。(発言する者あり)

委員会における報告書は、委員長に御一任いただくことに賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

(賛成者起立)

○木村委員長 起立多数。そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○木村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後七時十六分散会

平成十九年四月二十三日印刷

平成十九年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A